

平成20年度「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業） 公募要領

※ 本公募は平成20年度補正予算（第2号）原案に基づいて行われるものであるため、成立した予算の内容に応じて事業内容、予算額等に変更があり得ることにご留意ください。

第1 総則

- 1 「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）に係る企画提案の実施については、この公募要領に定めるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施要領（以下「実施要領」という。）等に従って実施することとする。

第2 趣旨

農村の活性化には、それを担う人材が必要となるが、高等教育機関や安定した就業の場が少ないことなどから、農村では青年層を中心に都市部への人口流出などが進み、活性化の担い手となる人材が不足している。

一方、都市住民の間では農村への関心が高まっており、また、都市住民が農村と協働して農村活性化に向けた取組に携わり、外部の者ならではの「気付き」をきっかけとして、農村の活性化が進展している事例も見られる。

このように、都市と農村の協働は、農村の活性化を図る上で有効な手段の一つであると考えられるが、その推進のためには、農村と都市部等の人材をつなぐ有効かつ汎用性の高い仕組みの存在が必要である。

このため、「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）（以下「本事業」という。）において、都市部等の人材を農村の活性化のために活用するための人材の仲介業務を支援することとする。

第3 事業の内容

平成20年度において実施する本事業は、以下のとおりとする。

- 1 農山漁村の現状調査及び研修人材の受入可能地区の設定
 - (1) 市町村、農林漁業団体、その他農山漁村で活動する団体等（以下「市町村等」という。）を対象に、農山漁村が抱える課題及び農山漁村が活性化するために必要な情報を把握するための調査を行う。
 - (2) 農山漁村での活動を希望する人材（以下「研修人材」という。）及び研修人材の受入れの対象となる地区（以下「受入可能地区」という。）に対する研修のPR資料の作成を行う。
 - (3) 市町村等と調整の上、実施要綱第2の2の(2)の実践研修を行う地区の募集を行い、受入可能地区を設定する。

2 研修人材の募集

- (1) 研修人材に地域資源の利活用による活性化活動に向けた実践研修を行うため、対象者の募集等を行う。
- (2) (1) のための募集広告の企画、実施及び説明会の開催等により本事業を周知する。
- (3) (2) に応募した者に対して審査、面接等を課すなどして、研修人材を選定する。
- (4) (3) で採用された研修人材の登録名簿を作成する。

3 研修人材と受入地区の相互調整

受入可能地区の課題及び要望と研修人材の適性及び技能を踏まえて、各研修人材毎に受入先となる地区（以下「受入地区」という。）を決定する。

4 研修内容の企画・立案

受入地区において実践する研修の内容を企画・立案する。なお、研修の期間は任意とする。

5 実践研修

- (1) 4で企画・立案した研修内容に応じて、受入地区又はその近隣地区において研修人材を指導する指導員を選定する。
- (2) 2の(4)で登録した研修人材に対し、4で企画した研修内容に応じて事前説明を行うことにより、実践研修の具体的な内容について周知を行う。
- (3) 受入地区での研修の実施及び進行管理を行う。
- (4) 研修人材に対して、実施要領第5の2の研修旅費（うち国費相当額は上限定額15万円／人）及び実践活動費（うち国費相当額は上限定額7千円／日）を支給する。（なお、国費については第7の補助金の内数である。）

第4 公募対象団体

本事業の実施主体となりうる団体は、1のいずれかであって2に掲げるすべての要件を満たすものとする。

1 対象となる団体

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 森林組合連合会
- (4) 森林組合
- (5) 水産業協同組合
- (6) 農業生産法人
- (7) 特定農業団体
- (8) 大学（大学院及び短期大学を含む）
- (9) NPO法人
- (10) 公益法人
- (11) 土地改良区
- (12) 土地改良事業団体連合会

- (13) 商工会議所
- (14) 商工会
- (15) 商工会連合会
- (16) 地方公共団体が出資する団体
- (17) 営利法人
- (18) 地域内の観光産業の振興を目的として設立され、以下の2に定める要件をすべて満たす観光協会
- (19) 農山漁村の住民等によって組織され、以下の2に定める要件をすべて満たす団体

2 要件

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 団体としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法及び責任者、公印の管理及び使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 補助事業を遂行する資力を有する団体であること。

第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助対象経費は別紙の通りとする。
- 2 本事業の実施に対する経費であっても1に規定する以外の経費は補助対象経費とはしない。補助対象とならない経費の例は下記のとおりである。
 - ① 建物等の施設の設置（増改築等も含む）に係る経費
 - ② 不動産の取得及び高額な機械等の購入に係る経費
 - ③ 事業実施に関係する事件、事故及び災害の処理に係る経費（計画していた事業の一部もしくは全部中止に伴う関係者等への保証に係る経費等も含む。）
- 3 補助対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
- 4 補助事業等の実施に際して要した仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第6 応募等

以下により、第13の窓口に持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は上記の期限までに窓口必着とする）

なお、2の（2）及び（3）の書類の提出をもって、実施要綱第6の1の提出とする。

1 提出期限

平成21年1月5日（月）より平成21年2月16日（月）17:00まで

ただし、平成21年1月16日（金）17:00までに提出された提案について、先行して第10の選定等を行うことがある。

2 提出書類

- (1) 「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）に関する事業企画参加表明書」（別紙様式1）
- (2) 「農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施計画書の提出について」（実施要領別記様式1）
- (3) 「農村活性化人材育成派遣支援モデル事業実施計画書」（実施要領別記様式1別紙）
- (4) 事業に係る企画提案書
- (5) 「補助事業費内訳」（別紙様式2）
（本事業を実施するために必要な経費を第3の各事項毎に、すべて記載すること。）
- (6) 定款、寄付行為又は業務方法書など応募団体の規約を記したもの
- (7) 役員等名簿
- (8) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

3 提出部数

- (1) 及び (6) から (8) : 2部（正1部 写1部）
- (2) から (5) : 11部（正1部 写10部）

第7 補助金の額

補助対象となる事業費は、990,000千円以内とし、この範囲で事業実施に必要な経費を定額で補助する。

なお、補助金額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか等を審査した上で決定するため、提案額より減額されることがある。

第8 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する
日時：平成21年1月6日（火） 14:00より
場所：農林水産省本省 共用第15会議室
（本館7階 ドア番号 本778）
- 2 説明会に出席を希望する者は、平成21年1月5日（月） 18:00までに、下記事項を明記の上、第13の窓口にFAX又は持参にて申し込むこと
○出席希望者の勤務先・所属団体・役職
○出席希望者の氏名・ふりがな
○出席希望者の連絡先の電話／FAX番号
- 3 説明会の出席の有無は、第6の応募条件とはしない

第9 企画提案書の内容等

- 1 企画提案書（全体でA4版でおおむね10枚以内（片面印刷で文字は11ポイント

以上) とすること。図表等を用いても良い。) は以下の項目について記載すること。また、日本語で記載すること。

(1) 事業実施方針

第2の趣旨を踏まえ、事業実施方針を記載する。

(2) 活動内容

第3の事業の内容について「農村活性化人材育成派遣支援モデル実施計画書」の各項目を踏まえて記載する。

特に下記項目については具体的な活動内容を記載する。

① 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定

ヒヤリング、アンケートなど農山漁村における現状と人材に対する要望を迅速かつ的確に調査し、かつ受入地区に応募する働きかけを行う手法を記載する。

② 研修のPR資料

本事業を、研修人材及び受入地区に対して的確に周知するために作成する資料の媒体、頒布方法等を記載する。

③ 研修人材の募集及び選定の方法

研修人材に対する募集方法、及び応募者に課す試験・面接等の選定方法と選定方針を記載する。

④ 実践研修計画

想定している研修の期間、研修内容を記載する。

⑤ 独自提案の内容

また、本事業の目的を達成するために、併せて実施することが効率的かつ効果的であると考えられる活動について提案がある場合には、独自提案として記載する。

(3) 事業実施工程表

事業を実施するうえでの実施スケジュール(工程計画・人員配置)について、概要を記載する。(フロー図等の掲載も可)

(4) 事業実施体制

① 事業実施体制図(農山漁村の現状調査、研修等に係る管理体制及び実践研修の仕組み等について記載すること。)

② 本事業に携わる担当者のリスト及び特記事項

(5) 研修人材の待遇

① 実施要領第5の2の(2)の実践活動費について、想定される支給金額、方法、立替払の可否等の事業実施主体の支給能力について記載する。

② 実践研修中の研修生の負傷等の事故の発生に備えた研修人材に対する措置について記載する。(第3の2の(3)の研修人材の選定に際して、当該事故に対応した各種保険の加入状況の確認を行うことなどが想定される。)

(6) 事業遂行能力(公平性、中立性及び信用性の確保並びに類似事業実績等(過去5年間))

2 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

- 3 一度提出された企画提案書等は返却しない。
- 4 企画提案書等は、当該公募に係る事務手続以外で、応募者に無断で使用しない

第10 事業者の選定等

- 1 第6の応募等をした団体に対し、必要に応じてヒアリングを行うことがある。
- 2 企画提案書等に基づき、農村振興局農村政策部都市農村交流課選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において審査及び採点を行う。なお、審査は非公開とする。
- 3 事業者数及び事業規模
 - (1) 本事業は第3について、事業全体としては、下記の規模で実施することを想定している。
 - 受入可能地区数・・・・・・・・・・・・・・・・・・100地区
 - 研修人材数・・・・・・・・・・・・・・・・・・800名
 - (2) ただし、本事業に応募するに当たっては、(1)にかかわらず、応募団体がそれぞれ実施することが可能な規模とそれに応じた予算額により応募することができる。なお、当省においては、予算の範囲内で1又は複数の事業者を選定することとしている。
 - (例) A事業者・・・・受入地区数 10地区、研修人材 10名 等
 - B事業者・・・・受入地区数100地区、研修人材100名 等ただし、提出された企画提案書等を審査した結果、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できるなどの場合においては、応募者が1団体であっても補助金等交付者として選定しないことがある。
 - また、当省において事業規模等の調整を行うことがある。
- 4 選定委員会における審査は、以下の項目に着目し実施するものとする。
 - ① 事業実施方針
事業実施方針の妥当性
 - ② 農山漁村の現状調査及び受入地区の設定
調査の方法等の妥当性
 - ③ 研修のPR資料
PR資料の媒体、頒布方法等の妥当性
 - ④ 研修人材の募集及び選定の方法
募集方法等及び応募者に課す試験・面接等の選定方法等の妥当性
 - ⑤ 実践研修計画
研修の期間、想定している研修内容の妥当性
 - ⑥ 独自提案の内容
提案内容の評価
 - ⑦ 事業実施工程表
スケジュールの妥当性
 - ⑧ 事業実施体制
調査計画、募集計画、研修計画等の業務量に見合った技術員の配置・体制等

⑨ 研修生の待遇

研修生が実践研修をするに当たって適切な助成及び保障を得られる体制を構築しているか

⑩ 事業遂行能力

公平性、中立性及び信用性並びに類似事業の実績等

- 5 選定審査委員会の審査結果報告に基づき、事業を採択することになった企画提案者に対しては事業実施主体となった旨を、それ以外の企画提案者に対しては、候補とならなかった旨を農村振興局長よりそれぞれ通知するものとし、これをもって実施要綱第6の1の承認とする。
- 6 本事業は補助金等交付候補者提出の企画提案書に準じて実施することになるが、正式に採択するに当たって、企画提案書を精査の上、内容の修正、追加資料の提出等を求めることがある。

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

- 1 事業の推進
- 2 補助金等の適正な経理管理
- 3 事業の評価
- 4 事業成果等の報告
- 5 その他

第12 その他留意事項

- 1 事業の採択が決定した団体であっても、国からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とならない。
- 2 本事業は精算払を原則とする。
- 3 補助事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがある。
- 4 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備補完すること。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件あたりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とするとともに、当該財産を農林水産大臣が別に定める期間内において農村振興局長の承認を受けて処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 6 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、本事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

第13 窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課
青木、宗田、横田、土屋
(本館5階 ドア番号 本540)

T E L : 03-3502-5946

F A X : 03-3595-6340

別紙

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	日々雇用者賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子賄料等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、耕筆翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に必要な事業用機械器具等の購入費
9 技術員手当等	本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く）
10 研修手当	実践研修に要する経費の手当
11 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料

(別紙様式1)

平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

「田舎で働き隊！」事業（農村活性化人材育成派遣支援モデル事業）
に関する事業企画参加表明書

「農村活性化人材育成派遣支援モデル事業」に関する事業企画の提案に応募
することを表明します。

なお、提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所 属・役 職
担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(別紙様式2)

補助事業費内訳

1 収入の部 (単位：千円)

区分	予算額
国庫補助金 自己負担金	
合計	

(単位：千円)

区分	補助事業に要する経費	負担区分		積算基礎	備考
		国庫補助金	その他		
	円				
○ ○ 費					
○ ○ 費					
○ ○ 費					

(注) 1 備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注) 2 積算基礎には、各区分に公募要領第4の補助対象経費の範囲で掲げる費目区分に従い記載すること。

(注) 3 提案する事業実施内容に応じて区分欄は適宜項目の追加を行うこと。